

電子証明書発行時の本人確認機能

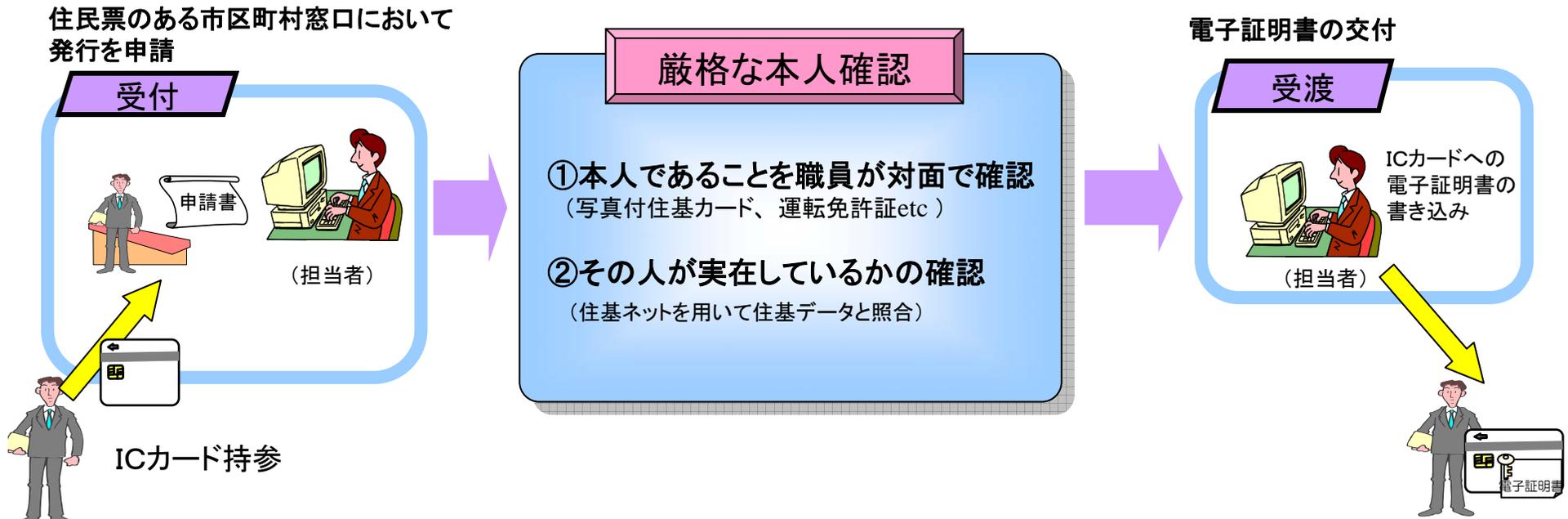
- 公的個人認証サービスは、オンライン行政手続等における確実な本人確認の基盤。
- 電子証明書発行時になりすましが生じた場合には、なりすまされた住民や受付行政機関等に広範な被害が生じるおそれ。



- 電子証明書発行時の本人確認は、サービスの信頼性の基礎であり、市区町村窓口において厳格な本人確認を行うことが必要。

- (本人が申請する場合)
- ・ 写真付身分証明書等による本人確認
- (代理人が申請する場合(本人の疾病等やむをえない場合))
- ・ 委任状(実印を押印)による本人の意思の確認
 - ・ 写真つき身分証明書等による代理人の確認

窓口での本人確認は発行時のみであり、いったん電子証明書を取得すれば、様々なシーンで便利なオンライン行政手続等の利用が可能



電子署名検証時の本人確認機能

- 公的個人認証が必要な手続きで、正式な電子証明書が付加されていない申請はシステム内でチェックし、自動的に却下、申請者に戻す機能等を持っている。
- 正式な電子証明書が付加されていた場合は、システム内でチェック、自動的に職員が受理するための画面に一覧等として表示される。

※ 一般的な汎用受付システムの機能の例

- 職員は、申請書の内容を確認し受理処理を行う。その時、職員が電子証明書を確認する機能をシステム側で持っている。(例:ボタンの押下で電子証明書を表示)

